



趣味でミツバチを飼育する方々へ

新規・追加の
飼育届は
随時、受付中

都道府県への飼育届の提出

- ★ 趣味も含めミツバチ（セイヨウ・ニホンミツバチいずれも）を飼育する全ての者は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。（養蜂振興法第3条第1項、第14条）
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、調整の結果次第では、飼育届のとおり飼育できない可能性もあります。

注意

ミツバチの飼育の際に気を付けること

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるため注意が必要です。

クマによる被害も深刻です。人命も含め、ご注意願います。

よくあるトラブル

刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害

- ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。

スズメバチ



- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

- 適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所で検査を受けてください。

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に参加または相談する等、技術と経験を有する方々と情報を共有し、適切な対応を取るようにしましょう。

飼育届の提出：群馬県西部家畜保健衛生所 TEL027-362-2261

養蜂振興法など制度に関する問い合わせ：群馬県米麦畜産課 TEL027-362-2261

農林水産省畜産局畜産振興課 TEL03-3591-3656

技術指導に関する問い合わせ：(一社)日本養蜂協会 TEL03-3297-5645